



金 沢 市 公 報

号外第 2 4 号

平成23年(2011年)9月22日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
条 例	
町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例 (市民参画課)	1
金沢市スポーツ推進審議会条例 (市民スポーツ課)	2
金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例 (税 務 課)	3
金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例 (歴史建造物整備課)	8
金沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 (生活支援課)	9

金沢市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例 (障害福祉課)	9
金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課)	10
金沢市消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例 (消防総務課)	13
規 則	
金沢市スポーツ振興審議会設置条例施行規則を廃止する規則 (市民スポーツ課)	14

条 例

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成23年9月22日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第28号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(金沢市農業委員会条例の一部改正)

第1条 金沢市農業委員会条例(昭和35年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第5選挙区の項中「三池新町」を「三池新町 三池栄町」に改める。

(金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和43年条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「三池新町」の次に「、三池栄町」を加える。

(金沢市消防団条例の一部改正)

第3条 金沢市消防団条例(平成3年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「三池新町」を「三池新町 三池栄町」に改める。

附 則

この条例は、三池栄町となる区域につき、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から施行する。

金沢市スポーツ推進審議会条例をここに公布する。

平成23年9月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第29号

金沢市スポーツ推進審議会条例

金沢市スポーツ振興審議会設置条例（昭和37年条例第3号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、金沢市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、市長（第5号に掲げる事項にあつては、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。））の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) 指導者等の養成等に関すること。
- (3) スポーツ施設の整備等に関すること。
- (4) スポーツ事故の防止等に関すること。
- (5) 学校における体育の充実に関すること。
- (6) 地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等に関すること。
- (7) スポーツ行事の実施及び奨励に関すること。
- (8) 野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員及び専門委員）

第4条 委員は、スポーツに関し識見を有する者のうちから、教育委員会の意見を聴いて、市長が委嘱する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し識見を有する者のうちから、教育委員会の意見を聴いて、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、改正後の第4条第3項の規定にかかわらず、平成25年4月30日までとする。

金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第30号

金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(金沢市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 金沢市税賦課徴収条例(昭和25年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「30,000円」を「100,000円」に改める。

第30条の7を次のように改める。

(寄附金税額控除)

第30条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金を支出した場合並びに所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち次に掲げるものを支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第30条の3及び第30条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 県内に事務所を有する法人又は団体に対する寄附金(当該事務所において収納されたものに限る。)

(2) 公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第2条第1項の規定により石川県知事又は石川県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託に対して支出した金銭

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額と

する。

第32条の3第2項中「各号に掲げる」を「に規定する」に改める。

第32条の4第1項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「30,000円」を「100,000円」に改める。

第38条の9第1項中「30,000円」を「100,000円」に改める。

第43条の6中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第48条第1項、第58条第1項及び第72条第1項中「30,000円」を「100,000円」に改める。

第82条の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第82条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第80条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第87条の次に次の1条を加える。

(鉱産税に係る不申告に関する過料)

第87条の2 鉱産税の納税者が正当な事由がなくて前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第89条第1項及び第110条第1項中「30,000円」を「100,000円」に改める。

第116条の2を第116条の2の2とし、第116条の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第116条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第117条の9第1項及び第117条の12第1項中「30,000円」を「100,000円」に改める。

第117条の18の次に次の1条を加える。

(事業所税に係る不申告に関する過料)

第117条の18の2 事業所税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第117条の20の見出し中「事業所税」の次に「の賦課徴収」を加え、同条第1項中「30,000円」を「100,000円」に改める。

第118条第2項中「第349条の3第9項から第11項まで」を「第349条の3第10項から第12項まで」に、「、第27項、第29項又は第31項から第33項まで」を「又は第28項」に改める。

附則第6条の3を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第6条の3 第30条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第30条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第19条の4第1項、附則第19条の5第1項、附則第20条第1項、附則第21条第1項、附則第21条の2第1項又は附則第21条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第30条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第7条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。）」を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「（前年の第29条の2第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。）」を削り、同条第2項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）」を「法附則第6条第5項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則第9条の2第3項中「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に改め、同条第6項中「第7条第9項各号」を「第7条第8項各号」に改め、同条第7項中「第7条第10項各号」を「第7条第9項各号」に改める。

附則第19条中「第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項」を「第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項」に、「第31項から第33項まで」を「第28項」に改める。

附則第19条の4第3項第2号中「、附則第6条の2の2第1項及び附則第6条の3」を「及び附則第6条の2の2第1項」に、「第30条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「第30条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第6条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第19条の5第3項第2号中「、附則第6条の2の2第1項及び附則第6条の3」を「及び附則第6条の2の2第1項」に、「第30条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の5第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「第30条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第6条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の5第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第20条第3項第2号中「、附則第6条の2の2第1項及び附則第6条の3」を「及び附則第6条の2の2第1項」に、「第30条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「第30条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第6条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第21条第5項第2号中「、附則第6条の2の2第1項及び附則第6条の3」を「及び附則第6条の2の2第1項」に、「第30条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「第30条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第6条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第21条の2第2項第2号中「、附則第6条の2の2第1項及び附則第6条の3」を「及び附則第6条の2の2第1項」に、「第30条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「第30条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第6条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第21条の4第2項第2号中「、附則第6条の2の2第1項及び附則第6条の3」を「及び附則第6条の2の2第1項」に、「第30条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「第30条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第6条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第21条の4の3第2項第2号中「、附則第6条の2の2第1項及び附則第6条の3」を「及び附則第6条の2の2第1項」に、「第30条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の4の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「第30条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第

6条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とを削り、同条第5項第2号中「、附則第6条の2の2第1項及び附則第6条の3」を「及び附則第6条の2の2第1項」に、「第30条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の4の3第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「第30条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第6条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4の3第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とを削る。

(金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成20年条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第7項、第14項及び第19項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成22年条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第4項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中金沢市税賦課徴収条例附則第9条の2の改正規定及び附則第3条第2項の規定 平成23年10月20日

(2) 第1条中金沢市税賦課徴収条例第24条第1項の改正規定、同条例第32条の4第1項の改正規定(「30,000円」を「100,000円」に改める部分に限る。)、同条例第38条の9第1項、第48条第1項、第58条第1項及び第72条第1項の改正規定、同条例第82条の次に1条を加える改正規定、同条例第87条の次に1条を加える改正規定、同条例第89条第1項及び第110条第1項の改正規定、同条例第116条の2を同条例第116条の2の2とし、同条例第116条の次に1条を加える改正規定、同条例第117条の9第1項及び第117条の12第1項の改正規定、同条例第117条の18の次に1条を加える改正規定並びに同条例第117条の20の改正規定 公布の日から起算して2月を経過した日

(3) 第1条中金沢市税賦課徴収条例附則第7条の改正規定及び次条第3項の規定 平成25年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)

第30条の7の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する新条例第30条の7第1項に規定する寄附金について適用する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成23年12月31日までの間における新条例第30条の7の規定の適用については、同条第1項中「(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26

号) 第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは、「(同条第3項及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

- 3 新条例附則第7条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第1条の規定による改正前の金沢市税賦課徴収条例附則第7条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第9条の2第3項の規定は、附則第1条第1号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第83号)附則第1条第10号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 施行日から港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第9号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第19条の規定の適用については、同条中「、第35項若しくは第37項」とあるのは、「若しくは第35項」とする。

(罰則に関する経過措置)

第5条 この条例(附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第31号

金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例

金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例(昭和52年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第16号を削り、同条第17号中「有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）による有線テレビジョン放送業務」を「放送法（昭和25年法律第132号）による有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同法第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。）」に改め、同号を同条第16号とし、同条第18号中「放送法（昭和25年法律第132号）による放送事業」を「放送法第2条第2号に規定する基幹放送」に改め、同号を同条第17号とし、同条第19号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第32号

金沢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次に掲げるとおり」を「遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）にあっては次に掲げるとおりとし、兄弟姉妹にあっては同順位」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

金沢市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第33号

金沢市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

金沢市障害者施策推進協議会条例（平成11年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第4項」を「第34条第4項」に改める。

第2条第1号中「第2条」を「第2条第1号」に、「第9条第6項」を「第11条第6項」に改め、同条第4号中「第88条第6項」を「第88条第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第4号の改正規定は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第2条中障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の改正規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第34号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

61	大河端地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画大河端地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	---------------	---

別表第2に次の1号を加える。

61 大河端地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
沿道サービス地区 A	用途の制限	(1) 畜舎又はサイロ (2) 長屋又は共同住宅（各住戸の床面積（共用部分の床面積を除く。）が50平方メートル以上のものを除く。） (3) ゴルフ練習場、バッティング練習場、カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。）又は倉庫業を営む倉庫 (4) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 葬儀場 (6) 風営法第2条第1項第5号及び第6号に掲げる営業の用に供する建築物
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、緑道、公園若しくは水路（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。
	高さの最高限度	20メートル
	垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。以下この表において同

		<p>じ。) 外に設ける場合を除く。) は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）</p>
沿道サービス地区 B	用途の制限	<p>(1) 畜舎又はサイロ</p> <p>(2) 長屋又は共同住宅（各住戸の床面積（共用部分の床面積を除く。）が50平方メートル以上のものを除く。）</p> <p>(3) ゴルフ練習場、バッティング練習場又はカラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。）</p> <p>(4) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) 葬儀場</p> <p>(6) 風営法第2条第1項第5号及び第6号に掲げる営業の用に供する建築物</p>
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。
	高さの最高限度	20メートル
	垣又は柵の構造の制限	<p>道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）</p>
住宅地区 A	用途の制限	<p>(1) 畜舎又はサイロ</p> <p>(2) 長屋又は共同住宅（各住戸の床面積（共用部分の床面</p>

		積を除く。)が50平方メートル以上のものを除く。) (3) 葬儀場 (4) 危険物（消防法（昭和23年法律第186号）別表第1第4類の項の品名欄に掲げる物品（同項の性質欄に掲げる性状を有するものに限る。）で、同法第9条の4第1項に規定する指定数量の5分の1未満のものを除く。）の貯蔵又は処理に供するもの
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。
	高さの最高限度	15メートル
	垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）
住宅地区 B	用途の制限	(1) 畜舎又はサイロ (2) 長屋又は共同住宅（各住戸の床面積（共用部分の床面積を除く。）が50平方メートル以上のものを除く。） (3) 葬儀場 (4) 自動車車庫で床面積の合計が50平方メートルを超えるもの（建築物に附属するものを除く。）
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	建築物の壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。
	高さの最高限度	15メートル
	垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合（壁面後退区域外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

		(1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）
--	--	--

別表第3に次のように加える。

6	大河端地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画大河端地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
---	---------------	---

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

金沢市消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第35号

金沢市消防団員等公務災害補償条例等の一部を改正する条例

(金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第1条 金沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第2条 金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

(金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第4条 金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

(金沢市障害児通園施設条例の一部改正)

第5条 金沢市障害児通園施設条例（昭和53年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条第7項」を「第5条第8項」に改める。

附 則

この条例は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第2条中障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条の改正規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

規 則

金沢市スポーツ振興審議会設置条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成23年9月22日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第51号

金沢市スポーツ振興審議会設置条例施行規則を廃止する規則

金沢市スポーツ振興審議会設置条例施行規則（平成20年規則第14号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成23年(2011年)9月22日	印刷	発行人	金 沢 市
平成23年(2011年)9月22日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄